



これからも

ご支援をお願いします。

先に実施された市議会議員選挙では、新人 8 人が立候補する中で、当選を果たすことができました。

これも皆様方の温かいご支援があったのと存じます。

今後も、犬山市や地域のため精一杯働きますので、引き続きご指導をお願いいたします。



令和元年 6 月定例会開催

去る 6 月 3 日から 26 日まで、会期を 24 日間として 6 月定例会市議会が開催され、犬山市協働のまちづくり基本条例の制定など 27 議案と平成 30 年度一般会計予算継続費繰越計算書についてなど 7 報告が上程され慎重審議されました。

会期前半で行われる一般質問では、議長を除く 19 人中 18 人が質問に立ち、活発なやりとりがありました。

私（清美）も、これまでの当局側での答弁とは違う緊張感の中で初めて登壇し、2 件の質問（要旨 5 点）を行いました。質問と答弁の要旨について裏面に掲載しましたので一読いただければ幸いです。

なお、上程された議案については、26 日に全て原案どおり可決成立し閉会しました。



豆知識

議会ってどのように進められるの??

議会（定例会）の大まかな流れ <①から⑦まで概ね 1 か月程度の会期となります。>

- ①開会【（議長、市長の挨拶）、会議録署名人の指名、会期の決定に続き、上程議案等についての説明】
- ②精読【上程された議案等について、議員が勉強する期間です。通常 3~4 日間】
- ③一般質問【上程された議案とは関係なく行財政全般にわたる政策論議の場】
※犬山市の場合は、持ち時間ひとり 1 時間で、1 つの要点に対し再質問、再々質問の 3 回まで質問できることとしています。議員全員が登壇することを想定し通常 4 日間の日程となります。
- ④議案質疑【上程された案件について疑義をたずことをいいます。通常 2~3 日間】
- ⑤全員協議会【議案等や議員の行った一般質問についての、政策的な議論などを行います。】
- ⑥部門委員会【上程された案件を各委員会で更に深く審議します。】
※犬山市は「総務委員会」「民生文教委員会」「建設経済委員会」の常任委員会があります。
- ⑦閉会【委員長報告とこれに対する質疑、討論に続き議案等の採決。（議長、市長の挨拶）】

犬山市では、会議の様子を生配信しています。また、録画をいつでもご覧いただけます。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/shisei/gikai/1000534/index.html>

一度ご覧ください。



6 月定例会 一般質問・答弁の要旨

都市計画道路の見直し・変更について

【質問】 都市計画道路の変更が平成10年頃から、徐々に認められるようになった。これは、人口の減少やコンパクトシティへの対応であり、これからの地方自治体は、効率的な財政運営が求められる。こうした点からも、都市計画道路の見直しは重要なことと考え、これまでの見直し・変更の概要についてお尋ねする。

【答弁】 平成16年度に城下町地区の本町通線及び新町線の見直しを行い、この2路線の見直し延長は約1,280m、その後、平成23年度に楽田線で延長約1,630m、平成29年度に犬山口通線で延長約740mについて廃止をしています。昨年度からは犬山高校西側に位置する延長1,170mの浄心線の廃止を進め、先月、都市計画変更の告示を行いました。これにより合わせて5路線の見直しによる総延長は約4,820mになり、現在の都市計画道路は26路線で市内の総延長約65,420mとなっています。

【質問】 犬山市の現在の都市計画道路は、26路線で総延長約65kmということで、単純に言えば、廃止された延長を含めて約7%が、いわゆるスリム化されたことになるが、まだまだ、検討すべき路線がある。そこで、今後予定している見直しや変更の路線とその内容、また、未整備路線の総延長についてお尋ねする。

【答弁】 川端線（木曾川沿いのツインブリッジから四日市交差点まで）と城前線（犬山城の前を通り内田交差点まで）を進める予定で、この2路線の変更の延長は合計で約2,690m。また、都市計画道路の未整備路線の延長は現在、約25,190mとなっています。

（答弁に対するコメント）

※未整備路線延長に対し、1割にあたる約2.6kmの見直し、変更を予定しているということであるが、土地所有者にとっては、いつまでも都市計画法53条の制限が及ぶため、未整備の全路線については是非早めに検討していただき、路線ごとの方向性を地元を示していただくことを期待する。

空き家対策について

【質問】 市の空き家の現在の状況を尋ねる。

【答弁】 平成25年の住宅土地統計調査3,730件について平成27年に所有者へのアンケートを実施。物置などで利用されているものを除き776件の空き家を確認し、その後も毎年30件程度の相談を受けている。

【質問】 市では、危険な空き家の緊急措置や耐震不足の木造住宅の除却費補助を行っている。倒壊等の危険性がある空き家住宅についても耐震不足の木造住宅と同程度の除却費を補助してはどうか。

【答弁】 管理が不十分で不良住宅になった所有者に対して補助する不公平感や除却後に放置され草ばえとなる恐れなど、課題の抽出と研究を行っています。周辺市町の状況や支援制度の効果など情報収集と研究を重ね、市民の不安解消に向けた効果的な施策の検討を進めます。



【質問】 建物を取り壊さない一つの理由として「住宅を除却すると、その土地の固定資産税が上がる。」ということと言われる方が結構お見えになる。そこで、一定期間（3年程度）、固定資産税の軽減措置を導入すべきと考える。こういった措置の課題と可能性についてお尋ねする。

【答弁】 対象とする老朽化した空き家の基準や妥当な軽減期間、額の設定などの課題があり、制度設計に一定の期間を要するため、令和3年度課税分から適用できるよう準備を進めます。

（答弁に対するコメント）

※令和3年度課税分から固定資産税の軽減措置を実施していただけるということですので、早速の対応に感謝申し上げます。 <以上>